

随時申し込みを受け付け

光回線を活用した民間事業者によるインターネットサービスが順次提供されています



市では、光回線未整備地域におけるインターネット環境の充実を図るため、民間事業者が行う整備費の一部を負担し、令和2年度から本年度までの2力年で光回線の整備を行っています。2月8日現在、工事完了の目途がついた地域から順次、光回線を活用したインターネットサービスが提供されています(右記参照)。これにより、以前までサービス提供エリア外の家庭や事業所でも、民間事業者に申し込みをすることで光回線を活用したインターネットを利用することができます。詳細については、申し込みを希望するインターネット接続サービス事業者にお問い合わせください。

サービス提供開始日・対象地域

2月1日サービス提供開始地域

対象地域	
花巻	幸田第16地割、尻平川1～5地割
石鳥谷	長谷堂第1地割、富沢第12・13地割、滝田第1～5地割
東和	下浮田1～5区、小原1・2区、倉沢1～12区、谷内1・3～5・7～11区、東晴山1・2・4・12・14～16区、毒沢1～7区、小通1～3区、上浮田1～7区、新地1～6区、石持1・2区、石鳩岡5～10・12区、南成島1～5・7～9区、北小山田1～4・6～7区

3月1日サービス提供開始地域

対象地域	
大迫	内川目第1～41地割、外川目第1～25・30地割
東和	田瀬1～11・13～18・20～22・24～26・28～30区、田瀬第20・39地割

【問い合わせ】本館秘書政策課(☎41-3504)

サービス提供エリアの確認

サービスを提供しているエリアは、市ホームページに掲載しているリンクから確認できます



賢治まちなちづくり
第101回

レンズを通して表現された高校生による賢治の世界

宮沢賢治をテーマとした写真展が道の駅はなまき西南で2月21日まで開催されています。昨年12月にも別会場で開催されたこの写真展は、「賢治さんの心をのぞく」「イーハトーヴォ」宮沢賢治の心象世界」と題され、花巻北高校写真部、花巻農業高校芸術部写真班、不来方高校写真部の3校合同で企画されました。新型コロナウイルスの影響により生徒たちの写真を出展する機会が減っていたため、新たな場を設けようと開催。生徒たちは、幼いころから賢治の童話や詩に親しんできたものの、「与えられたテーマをどう解釈して、どのように写真で表現したら良いか」と非常に悩んだとのこと。仲間と相談し



▲昨年12月にいわて花巻空港ターミナルビルで開催された写真展の様子

たり賢治作品を改めて読んだり、イメージを膨らませながら撮影に臨みました。今回の取り組みでは、「仲間の作品に刺激を受けた」「賢治さんについて前よりも深く考えるきっかけになった」など自身の成長を感じた生徒もいたようです。なかには何度も同じ撮影場所へと足を運び、被写体の大きさや位置、明るさ、表情、背景など細部に注意しながら試行錯誤を重ねた渾身の一枚も。このように賢治へ思いを寄せた活動に高校生も取り組んでいます。この機会に写真を通して表現された賢治の世界と高校生の感性に触れてみませんか。

【問い合わせ】
本館賢治まちなちづくり課
(☎41-3590)

The world and HANAMAKI
世界と花巻
vol.95

国際姉妹都市ラットランド市とオンラインで交流を図りました

国際姉妹都市ラットランド市との姉妹都市提携35周年を記念して、10月21日に好地地区まちづくり委員会主催のオンライン交流が行われ、その翌週にはラットランド・石鳥谷生徒交流プログラム委員会から記念品が届きました。

このオンライン交流では、好地地区からはラットランド市と縁のある市民6人が、ラットランド市からは来花経験のある11人が参加。日本時間午前8時30分から開始しましたが、ラットランド市側は前日の夜7時30分のため、ラットランド市側の参加者はそれぞれの自宅から参加しました。ラットランド市からは、今年度は全員マスクをつけながらも通常の対面授業ができるようになったこと、好地地区からは中止となった石鳥谷まつりの代わりに行われた展示会についてなど、それぞれの近況を報告。過去の



①オンライン交流の様子
②オンラインで過去の写真を共有している様子
③木製の記念品と手紙



交流の写真も共有され、これまでの交流を懐かしむ声と将来の直接の交流を願う声が聞かれました。

10月25日にラットランド市から、昨年度本市が送付した雨二モマケズデザインマスクのお礼と35周年を祝う記念品として、木製地図と手紙が届きました。手紙には周年事業が延期になったことを残念に思っていること、再会できることを楽しみに待っていることなどが書かれていました。

木製地図と手紙は、今月下旬から石鳥谷国際交流センターに展示される予定ですので、ぜひご覧ください。

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

＊「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税の猶予が受けられます

①徴収の猶予制度

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人
▶感染症患者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
▶本人または家族が病気になった場合
▶事業を廃止または休止した場合
▶事業に著しい損失を受けた場合

②申請による換価の猶予制度

■対象 市税を一時に納付または納入することが困難な人

①②共通

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税

■納税の猶予期間 1年間

※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間

■申請期限 税の種類ごとに定められている納期限

■延滞金 2分の1または全額を免除

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

＊e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)